

価格以外の評価項目及び評価点の詳細説明

1 企業の施工能力

(1) 過去5年間の同種工事の施工実績

評価基準	配点
官公庁発注工事で、同種同規模の実績あり	4
官公庁発注工事で、同種工事の実績あり	3
実績なし	0

- ・当該工事発注の公示日の属する年度の直前5か年度の工事を対象とする。
- ・「同規模」とは、実績とする契約の契約金額が、当該工事の予定価格の80%以上のものとする。
- ・契約書（工事名・発注者・金額・工種等がわかる部分）の写しなど、同種工事の内容が確認できる書類を添付すること。

(2) 過去3年間の同種工事の工事成績評定点の平均点

評価基準	配点
80点以上	5
75点以上 80点未満	4
70点以上 75点未満	3
65点以上 70点未満	2
60点以上 65点未満	1
60点未満	0

- ・当該工事発注の公告日の属する年度の直前3か年度の国、東京都、都内区市町村が発注した同種工事を対象とする。
- ・工事実績が3年間で3件以上あるときは直近の3件の成績評価を対象とする。
工事実績が3年間で2件のときはその2件の成績評価の平均とする。
工事実績が3年間で1件のときはその成績評価とする。
工事実績がない場合は0点とする。
- ・なお、成績評価は稲城市の基準（100点満点制）に合わせ、必要に応じ補正した上で記載すること。
- ・実績を確認するため各成績評定の写しを提出すること。

(3) ISO9001 取得状況

評価基準	配点
取得あり	1
取得なし	0

- ・ISO9001の認定証の写しを提出すること。

2 配置予定技術者の能力

(1) 過去5年間の主任技術者又は監理技術者の施工経験の有無

評価基準	配点
官公庁発注工事で、同種同規模の実績あり	2
官公庁発注工事で、同種工事の実績あり	1
実績なし	0

- ・当該工事発注の公示日の属する年度の直前5か年度の同種工事を対象とする。
- ・主任技術者等通知書の写しなど、工事の経験内容が確認できる書類を添付すること。
- ・以前に勤務していた会社の時の施工経験であっても可とする。ただし、同種工事の施工が確認できる資料を添付すること。
- ・「同規模」とは、実績とする契約の契約金額が、当該工事の予定価格の80%以上のものとする。

(2) 主任技術者又は監理技術者の保有する資格

評価基準	配点
1級技術者(施工管理技士、建築士、技術士他)	2
2級技術者(施工管理技士、建築士他)	1
その他の技術者	0

- ・技術者資格者証等の写しを添付すること。
- ・配置予定の技術者の変更は原則として認めない。ただし、技術者のやむを得ない事情（病気、死亡、退職等極めて特別の場合）により変更が必要な場合で、工事主管課長が認め、かつ、同等又は同等以上となる場合は、変更を認める。

3 地域精通度

(1) 主たる営業所の所在地（市内における本支店、営業所等の所在の有無）

評価基準	配点
市内に本店あり	2
市内に支店、営業所等あり	1
市内になし	0

- ・基準日は、当該工事発注の公示日とする。
- ・登記事項証明書等の写しなど、その内容が確認できる書類を添付すること。

4 地域貢献

(1) 過去5年間の本市との災害協定実績

評価基準	配点
実績あり	1
実績なし	0

- ・基準日は、当該工事発注の公示日とする。
- ・稲城市が災害時等における応急対策活動に関する協定を締結している事業者又は、協定を締結している協会等の構成員・会員は、「災害協定実績あり」とする。
- ・協定書の写しなど、その内容が確認できる書類を添付すること。

(2) 稲城市消防団員の雇用実績

評価基準	配点
実績あり	1
実績なし	0

- ・当該工事発注の公示日において、稲城市消防団の団員に任命されている者を採用し、雇用していることを対象とする。
- ・該当者の氏名、住所、生年月日のわかる書類を添付すること。

5 社会貢献

(1) 障害者を雇用している実績

評価基準	配点
実績あり	1
実績なし	0

- ・当該工事発注の公示日において、障害者を採用し、雇用していることを対象とする。
- ・雇用を証明できる書類、障害者認定書等の写し等を添付すること。

(2) 高齢者を雇用している実績

評価基準	配点
実績あり	1
実績なし	0

- ・当該工事発注の公示日において、65歳以上の従業員を直接雇用していることを対象とする。パート、アルバイト及び役員は含まないこととする。
- ・該当者の年齢が分かる書類及び雇用を証明できる書類を添付すること。

(3) 育児・介護休業制度の有無

評価基準	配点
制度あり	1
制度なし	0

- ・育児休業制度又は介護休業制度及びこれらの制度に伴う短時間勤務制度等、男女共同参画の推進に係る制度が就業規則等で規定されていることを対象とする。
- ・就業規則、労働協約等の写しを添付すること。

(4) 労務単価の確保

評価基準	配点
2省協定労務単価の80%以上	1
2省協定労務単価の80%未満	0

- ・2省協定労務単価とは、農林水産省及び国土交通省が公共工事の積算に用いるために決定している「公共工事設計労務単価」をいい、2省協定労務単価との比較は、職種毎の平均支給額により行う。
- ・申請時に労務単価申告書を添付すること。
- ・完了後、発注者から請求があった場合には、速やかに当該発注工事に関する賃金台帳等の関係書類を提出すること。

(5) 建設業退職金共済制度の加入又は退職金一時金制度の導入の有無

評価基準	配点
加入(導入)あり	1
加入(導入)なし	0

- ・建設業退職金共済制度の加入又は退職金一時金制度の導入を行っているものを対象とする。
- ・加入等を証明する書類又は経営事項審査結果通知書を添付すること。

(6) 建設キャリアアップシステム（CCUS）の登録の有無

評価基準	配点
登録あり	1
登録なし	0

- ・建設キャリアアップシステムの登録を行っているものを対象とする。
- ・事業者登録が確認できる書類を添付すること。

(7) 環境マネジメントシステムの取得

評価基準	配点
制度あり	1
制度なし	0

- ・ 当該工事発注の公示日において、次のいずれかの認証を取得しているものを対象とする。
 - ① I S O 14001
 - ② 一般財団法人持続性推進機構認証のエコアクション 21
 - ③ 一般社団法人エコステージ協会認証のエコステージ（ステージ 2 以上の認証）
 - ④ 特定非営利活動法人 K E S 環境機構認証の K E S ・ 環境マネジメントシステム ・ スタンダード（ステップ 2 以上の認証）
- ・ 認定証の写しを添付すること。